

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

さいたま鳩ヶ谷線	路線名
川口市桜町五丁目一〇四番二地先から 同市桜町六丁目一八二番一地先まで	供用開始の区間
令和三年三月三十日	供用開始の期日
延長三三六・二〇メートル	備考